

岩手県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、次の政治団体は、平成30年6月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

平成30年6月22日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|---------|--------|----------|----------------|
| 岩手英教会 | 鈴木 元 | 鈴木 元 | 盛岡市清水町4番5-705号 |